



消費生活

サポーター通信

令和4年度第8号

今月のテーマ

督促状の放置 に注意！

事例



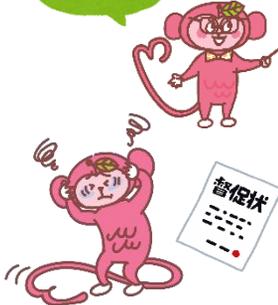
- ・**20年前**、20歳になったばかりのころ、学習教材のDVDをローンで購入すると、安く旅行やレジャー施設が利用できるという『**複合サービス会員**』を勧められローン購入と合わせて**契約**した。
- ・ローンの**支払いが終わった**ので、複合サービス会員も**退会**になっていると思い、何度か会費支払いの手紙（督促状）も来たが、無視していた。
- ・突然、簡易裁判所から**特別送達**で『**支払督促**』が届いた。直近**2年間の会費の未納分8万円**を支払うような内容だったが、複合サービスはローンの支払い後は利用していない。払わなければいけないのか。

アドバイス



督促状は絶対に無視せず、すぐ相談！

ポイント



- ・架空請求のように、**放置して良い場合**と、本事例のように**絶対に放置してはいけない場合**があります。
- ・督促状の段階で消費生活センターに相談すると、相談員があっせんし、退会手続きにつなげることができます。しかし、放置を続け、裁判所から「支払督促」が届く段階に至ると、解決が難しくなってしまいます。督促状が届いた場合はすぐに消費生活センターに相談しましょう。

特別送達の『支払督促』に注意！

会費が未納になると、督促の手紙が届き、段階的に強く督促する文面になります。

放置を続け、簡易裁判所の**支払督促の申し立て**をされてしまうと、異議申し立てをして通常訴訟で争うか、時効の完成しない2年分の会費を支払って和解するかのいずれかとなります。いずれにしても**金銭的な支払は免れません**。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



（お近くの消費生活センターにつながります）

令和4年11月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343（平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休）

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
（消費者教育推進大使）
デルミちゃん
☎(Tel. 017)